○外務省告示第三百四十五号

平成二十九年八月三十一日にアスンシオンで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われ、前記平成二十九年八月三十日付けの日本側口上書にいう措置は、平成二十九年十月十六日から実施される。なお、パラグアイ側における同様の査証免除措置は、平成二年十一月八日に署名された同国大統領令により、平成二年十一月八日から実施されており、前記平成二十九年八月三十一日付けのパラグアイ側口上書により、その旨通報があった。

平成二十九年十月十日

外務大臣　河野　太郎

（在パラグアイ共和国日本国大使館からパラグアイ共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.146／17

口上書

在パラグアイ共和国日本国大使館は、パラグアイ共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十七年十月十六日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　パラグアイ共和国の国民であって、パラグアイ共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しパラグアイ共和国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該パラグアイ共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　パラグアイ共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するパラグアイ共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するパラグアイ共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するパラグアイ共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにパラグアイ共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるパラグアイ共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、パラグアイ共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在パラグアイ共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてパラグアイ共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年八月三十日にアスンシオンで

○厚生労働省告示第三百二十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行に伴い、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年十月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　外国人労働者の定義	第三　外国人労働者の定義
この指針において「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くものとする。また、「外国人労働者」とは、外国人の労働者をいうものとする。	この指針において「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くものとする。また、「外国人労働者」とは、外国人の労働者をいうものとする。
なお、「外国人労働者」には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生（以下「技能実習生」という。）も含まれるものである。	なお、「外国人労働者」には、技能実習制度において「技能実習」の在留資格をもって雇用関係の下で技術、技能等の修得のための活動又は修得した技術、技能等を要する業務に従事する活動を行う者（以下「技能実習生」という。）も含まれるものである。
第四～第六　（略）	第四～第六　（略）
第七　技能実習生に関する事項	第七　技能実習生に関する事項
技能実習生については、外国人労働者に含まれるものであることから、第四から第六までに掲げるところによるものとするほか、事業主は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（平成二十九年法務省厚生労働省告示第一号）に規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技術、技能等の修得が図られるように取り組むこと。	技能実習生については、外国人労働者に含まれるものであることから、第四から第六までに掲げるところによるものとするほか、事業主は、技能実習制度推進事業運営基本方針（平成五年四月五日労働大臣公示）に規定する技能実習生の受入れ等、技能実習の実施に関し留意すべき事項、技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技術、技能等の修得が図られるように取り組むこと。
第八　（略）	第八　（略）

○農林水産省告示第千五百三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年九月十一日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十日

農林水産大臣　齋藤　健